

資料 No. 1 - 2

一般用医薬品の区分に関する薬事・食品衛生審議会
薬事分科会医薬品等安全対策部会報告について

一般用医薬品の区分について、以下のとおりとすることが適当である。

1. 第二类医薬品について

(1) 漢方処方製剤について

○次のものを追加する。

- ・安中散加茯苓
- ・乙字湯去大黄
- ・三黄散
- ・大柴胡湯去大黄
- ・治頭瘡一方去大黄

○次のものを削除する。

- ・実脾飲（別名実脾湯）
- ・八味逍遥散

○次のものを変更する。

- ・加味逍遥散合四物湯を
加味逍遥散加川芎地黄（別名加味逍遥散合四物湯）に
- ・小青竜湯合麻杏甘石湯を
小青竜湯加杏仁石膏（別名小青竜湯合麻杏甘石湯）に
- ・小柴胡湯合半夏厚朴湯（別名柴朴湯）を
柴朴湯に
- ・桂枝加厚朴杏仁湯（別名桂枝加厚朴杏子湯）を
桂枝加厚朴杏仁湯に
- ・八味地黄丸（別名八味丸）を
八味地黄丸に
- ・補気建中湯（別名補気健中湯）を
補気健中湯（別名補気建中湯）に
- ・三黄瀉心湯（別名三黄散）を
三黄瀉心湯に

2. 第三類医薬品について

(1) 生薬及び動植物成分について

○次のものを追加する。

- ・桃の葉

○次のものを削除する

- ・ソヨウ
- ・シャジン